

# 本校のいじめ対策基本方針

## (1) いじめ・不登校に対する指導

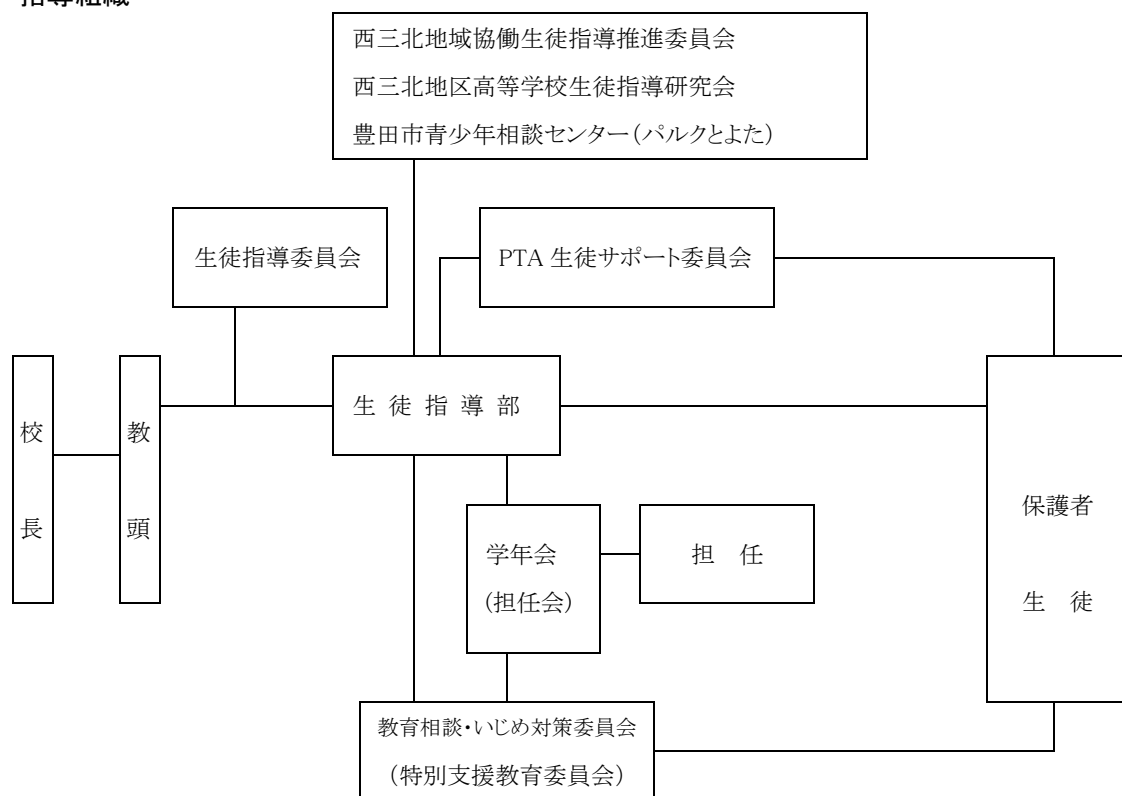
### ア 方針

- (ア) 生徒一人一人の人格、個性を尊重し、明るく豊かな心情を育み、いじめ・不登校等が発生しない望ましい集団・雰囲気づくりに努める。
- (イ) 生徒一人一人の些細な変化・訴えに、また各々の集団の動向・様子に対して、常々十分な注意を払い、いじめ問題や不登校傾向の生徒(特別支援対象生徒)の早期発見に努める。
- (ウ) いじめ・不登校等に関する情報が得られた場合には、速やかに正確な情報把握の機会を持ち、対応策を講じる。

### イ 留意事項

- (ア) 全校集会、始業式、終業式における指導において、いじめ・不登校等の問題を取り上げ、望ましい集団、雰囲気を育成する。
- (イ) 12月の人権週間及びホームルーム等で、いじめ・不登校等の問題を取り上げ、クラス内の雰囲気づくりに努める。
- (ウ) 面接週間(4月、9月)以外にも、生徒との面談の機会をできるかぎり多くもち、生徒一人一人の様子及び集団の動向等に関する正確な情報の収集に努める。
- (エ) 生徒に対し教育相談に関する周知を図り、生徒が気軽に悩みごと等の相談ができる雰囲気づくりに努める。
- (オ) 年3回、「いじめ」「体罰等」に関するアンケートを実施し、教育相談・いじめ対策委員会(特別支援教育委員会)を定期的に、また必要に応じ開催し、日頃の情報交換と問題発生時に適切な対応ができるようにする。
- (カ) 保護者面談等の機会を利用し、保護者からの情報収集及び協力・連携を図るように努める。

### ウ 指導組織



## エ 学校いじめ防止基本方針

### (ア) いじめの防止についての基本的な考え方

全校生徒に対して生命や人権の大切さについての指導や生きる力を育む指導を徹底し、いじめを廃絶する。いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、いじめることと同様にいじめを助長、傍観することも許されないことを徹底する。

また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たる。

そして、何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図る。

### (イ) いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「教育相談・いじめ対策委員会」を設置する。

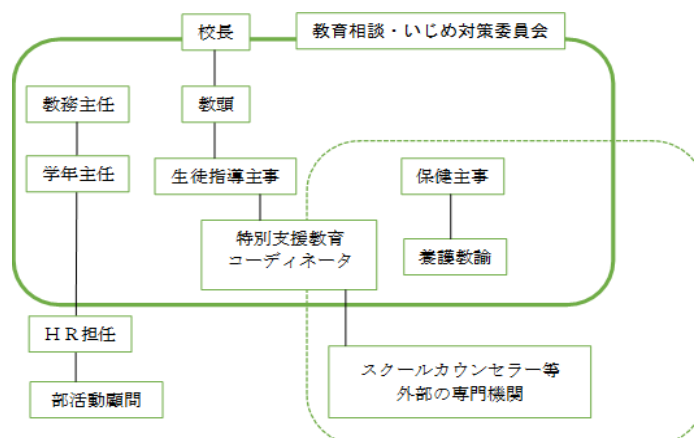
#### a 「教育相談・いじめ対策委員会」について

##### (a) 委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネータ（必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）

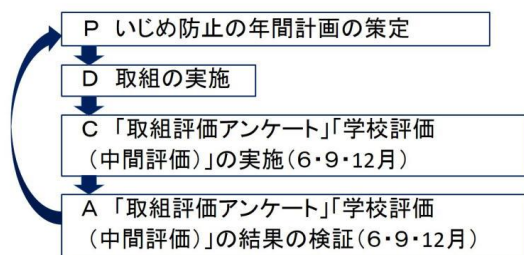
##### (b) 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によってHR担任・部顧問等の関係の深い教職員を追加する。また、インターネット等に関連した事案では、その分野に詳しい教員を加えたりするなど、柔軟に対応する。



b 「教育相談・いじめ対策委員会」の役割や機能等

(a) 取組の検証 (P D C A サイクル)



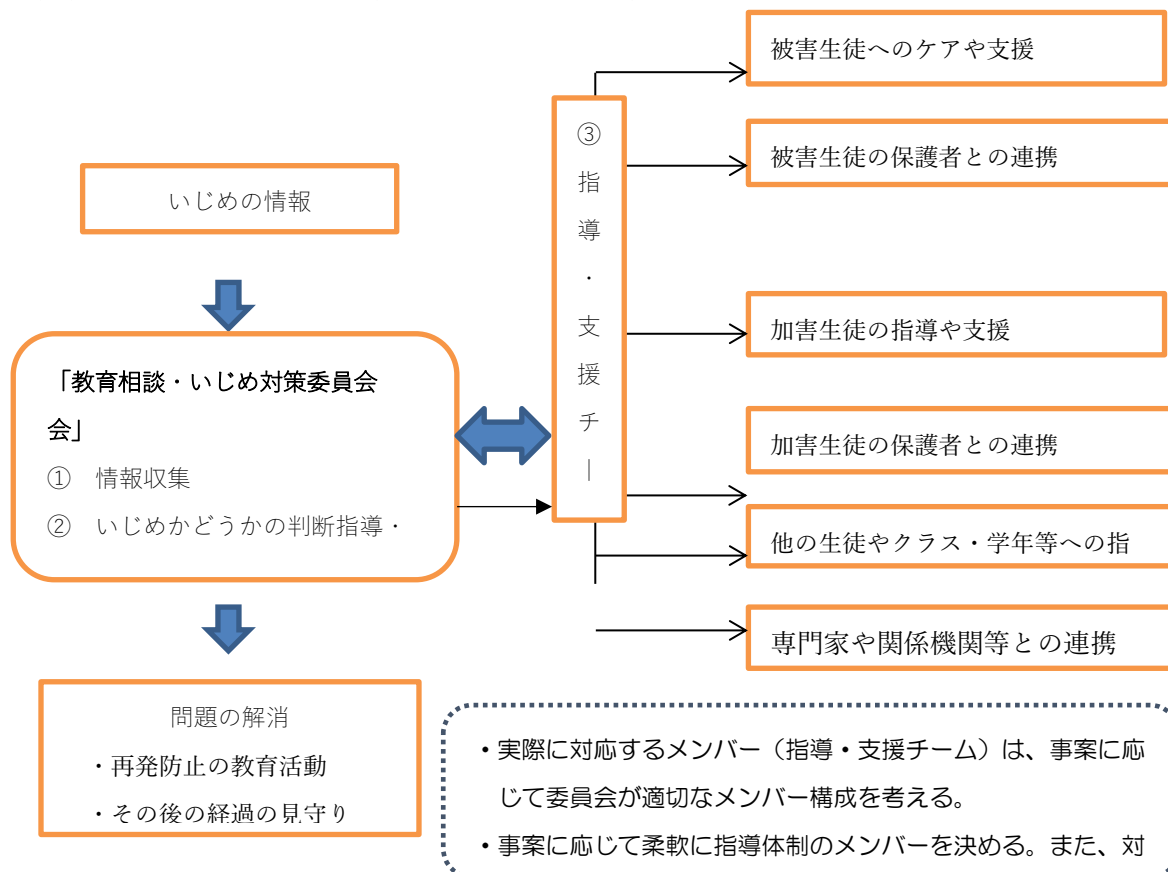
(b) 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「教育相談・いじめ対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・「いじめ」「体罰等」に関するアンケートを実施した後、その結果を職員会議や現職研修で、情報の共有を図る。

(c) 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」の結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

(d) いじめに対する措置 (いじめ事案への対応)

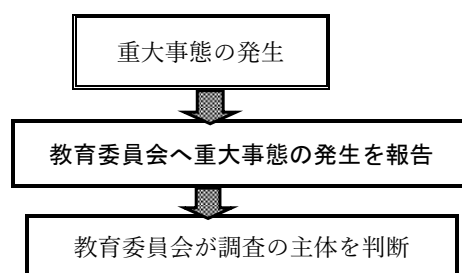


(e) 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、下記の手順に基づいて対応する。学校が調査を実施する場合は、「教育相談・いじめ対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

※ 「重大事態」とは（「いじめ防止対策推進法」第28条による）

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



【学校が調査主体の場合】

校内に重大事態の調査組織を設置

- ※ 「教育相談・いじめ対策委員会」が調査組織の母体となる。
- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を開始

- ※ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ たとえ学校に不都合な内容があっても、事実としっかり向き合おうとする姿勢が重要である。

いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

- ※ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※ 調査に当たり実施したアンケートは、提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ってその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

調査結果を教育委員会に報告

- ※ 希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

(ウ) いじめの防止等に関する具体的な取組について

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解を持ち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。</p> <p>ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。</p> <p>エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○「いじめ」「体罰等」に関するアンケートの実施 【生徒指導部】</p> <p>○わかる授業を目指した「授業改善」→「授業アンケート」の実施</p> <p>公開授業週間を設定 【教務部】</p> <p>○L T時に道徳教育に関する取組の実施 【教務部】</p> <p>○個人面談の実施 【各学年】</p> <p>○健康調査の実施 【保健厚生部】</p> <p>○人権週間での取組</p> <p>→ 人権講話など 【生徒指導部】</p> <p>○情報モラル教育 【生徒指導部】</p>	<p>○年2回の公開授業(5月・10月)</p> <p>○学校評議員への学校行事・授業の公開</p> <p>○学校保健委員会</p> <p>○生徒・教職員と協同したボランティア活動の実施(11月クリーン活動、「あいさつ運動」参加等)</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、生徒の些細な兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「教育相談・いじめ対策委員会」に報告し、組織的に対応する。</p> <p>ウ 定期的な「いじめアンケート」(年3回)や個人面談の実施、教育相談の充実を図る。</p>	<p>○教育活動の周知(「教育相談だより」の発行) 【保健厚生部】</p> <p>○「いじめ」「体罰等」に関するアンケートの実施(年3回…5月・9月・1月) 【生徒指導部】</p> <p>○個人面談の実施(年2回…4月・9月) 【各学年】</p>	
いじめに 대응する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けた際は「教育相談・いじめ対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害生徒には、教育的配慮のもと毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ぎない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応について</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応する。</p> <p>→ 2 いじめ防止対策組織について参照</p> <p>【「教育相談・いじめ対策委員会」・生徒指導部・保健厚生部】</p>	

点 検 ・ 検 証 ・ 見 直 し		<p>○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施（6・12月）</p> <p>→ その後、「教育相談・いじめ対策委員会」を開催し、アンケート結果や取組の実施状況、進捗状況を検証する。</p> <p>→ 職員会議で報告をする。</p> <p>○学校評価の評価項目とし、「中間評価」（9月）及び「自己評価」（2月）を行い、「教育相談・いじめ対策委員会」でその結果を検証する。</p>	<p>○学校関係者評価委員会（3月実施）で「自己評価」の評価を行う。</p>
---	--	--	--

### [取組の年間計画]

月	未然防止の取組	早期発見の取組	「教育相談・いじめ対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
1 学 期	<p>○面接週間【全学年】<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">学</span></p> <p>○L T→グループエンカウンター等による人間関係づくり【全学年】<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">学</span></p> <p>○分かりやすい授業を目指した指導計画作成【全学年】<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">教</span></p> <p>○相談室の周知【全学年】<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">相</span></p> <p>○情報モラル教育【1学年】<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">指</span></p>			○「あいさつ運動」への参加 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">指</span>
	<p>○公開授業【全学年】<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">研</span></p> <p>○情報モラル教育【全学年】<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">指</span></p>	○「いじめ・体罰等」に関するアンケートの実施【全学年】 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">指</span>	○現職研修①（講話）	○公開授業
			○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施・検証	
1 学 期				○学校評議委員会
2 学 期	○面接週間【全学年】 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">学</span>	○「いじめ」「体罰等」に関するアンケートの実施【全学年】 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">指</span>	○中間評価→検証	
	○公開授業【全学年】 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">研</span>			○公開授業
	○「クリーン活動」の実施【1・2年】 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">保</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">生</span>			

	○人権講話【全学年】指		○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→ 検証	
3 学 期	○学校保健委員会 保	○「いじめ」「体罰等」に関するアンケートの実施 【全学年】指		○学校保健委員会
			○自己評価	
			○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し	○学校関係者評価委員会 で「自己評価」の評価を行う。